

‘社会的距離の確保’ 首都圏は2段階 非首都圏は1.5段階に調整(2/15~2/28)

| 区分 | 首都圏(2段階) | 非首都圏(1.5段階) |
|---|---|--|
| 5人以上の私的な集まりは禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ▲ 飲食店などの大衆利用施設に5人以上の予約及び同伴での入場は禁止 - (例外) 直系家族が集まる場合、児童、老人、障害者のケアが必要な場合、臨終の可能性があり家族などが集まる場合 | |
| 映画館、インターネットカフェ、娯楽室、塾 読書室、遊園地、理美容室、大型マート | ▲ 運営制限の解除 | |
| 塾・教習所(読書室を除く)、職業訓練機関 | ▲ 4㎡当たり1人または1席空ける | |
| 飲食店・カフェ(飲食は禁止)、 室内体育施設、カラオケボックス 訪問販売業 パーティールーム、室内スタンディング公演場 | ▲ 運営時間の制限(22時) | ▲ 運営時間の制限解除 ※訪問販売業は運営時間を制限(22時) |
| 飲食店・カフェ(無人カフェを含む) | ▲ (強力に勧告) 2人以上がコーヒー・飲み物類やデザート類だけを注文した場合、店内にとどまる時間を1時間に制限 | |
| 遊興施設 6種 (遊興・団欒・感性居酒屋、 コーテック、ハンティング屋台、ホールゲームパフ) | ▲ 運営時間の制限(22時, 8㎡当たり1人) | |
| 映画館・公演場 | ▲ 座席を1席空けるか、同伴者以外は座席を1席空ける | ▲ 同伴者以外は座席を1席空ける |
| スポーツ観戦 | ▲ 観客の入場は10% | ▲ 観客の入場は30% |
| イベントの人数制限(結婚・葬儀) | ▲ 100人未満 | ▲ 500人以上の場合 地方自治体に申告・協議(集会でも大規模コンサート、祝祭、学術行事は100人未満を適用) |
| 宗教活動 | ▲ 正規礼拝等20%以内 ※ 集会・食事・宿泊の禁止 | ▲ 正規礼拝等30%以内 ※ 集会・食事・宿泊の禁止 |

* 防疫規則を違反した事業場については過料の処分と別途で地方自治体が2週間の集合禁止(行政命令)を実施

<この翻訳はタヌリコールセンター1577-1366が担当しました。>